

大阪市淀川区告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき区役所庁舎前に告示する。

令和8年2月26日

大阪市淀川区長 古川 吉隆

1	名称	白鷹親交会
2	規約に定める目的	<p>本会は会員相互の親睦を計り、地域の向上発展に資することを以って目的とする。</p> <p>本会の目的達成するため次の事業及び活動を行う。</p> <p>(1) 会員相互の親睦を計るため、各種レクリエーションを行うこと</p> <p>(2) 地域の向上を計るため、福利厚生並びに生活改善に資すること</p> <p>(3) 青少年の健全育成に必要な方法を講じること</p> <p>(4) 防火、防犯に協力すること</p> <p>(5) 寄付金その他各種賦課金について共同処置を行うこと</p> <p>(6) 会員に対する慶弔を共にすること</p> <p>(7) その他本会の目的達成に必要なこと</p>
3	区域	大阪市淀川区西中島2丁目3番から6番
4	事務所の所在地	大阪市淀川区西中島2丁目6番26号
5	代表者の氏名及び住所	大阪市淀川区西中島2丁目6番31号 水本 義和

6	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	無
7	代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	無
8	規約に解散の事由を定めたときは、その事由	無
9	認可年月日	令和8年2月13日

（淀川区役所市民協働課）

（令和8年2月26日揭示済）